

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課（室）

県土づくり本部河川砂防課

法令名	公有水面埋立法	法令の番号	大正10年法律第57号	
許認可等の種類	公有水面埋立の免許	根拠条項	第2条第1項	
審査基準	<p>1. 公有水面埋立法第4条、公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）第3条及び第7条、公有水面埋立法施行規則（昭和49年運輸省令第1号、建設省令第1号）第5条及び第6条による。</p> <p>2. 「公有水面の埋立ての適正化について」（昭和40年9月1日港管第2021号、建設省河発第341号、運輸省港湾局長及び建設省河川局長通達）の記の1及び2による。</p> <p>3. 「公有水面埋立法の一部改正について」（昭和49年6月14日港管第1580号、建設省河政発第57号、運輸省港湾局長及び建設省河川局長通達）の記の1（3）から（5）及び記の3による。</p> <p>4. 「公有水面埋立法の一部改正について」（昭和49年6月14日港管第1581号、建設省河政発第58号、運輸省港湾局管理課長及び建設省河川局水政課長通達）の記の1から4による。</p> <p>5. 「公有水面埋立法施行令の一部改正について」（昭和61年7月18日港管第2052号、建設省河政発第43号、運輸省港湾局長及び建設省河川局長通達）の記の1から3による。</p> <p>6. 「公有水面埋立法施行令の一部改正について」（昭和61年7月18日港管第2052号、建設省河政発第44号、運輸省港湾局管理課長及び建設省河川局水政課長通達）の記の1から3による。</p>			
	受付機関	河川砂防課 （土木事務所）	処理機関	河川砂防課
	交付機関	河川砂防課 （土木事務所）	標準処理期間	180日
			標準経過期間	100日
			目次NO	20